

自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第1回）議事録

一般社団法人 日本損害保険協会
自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会

日 時：2026年6月26日（金）11時00分～13時00分

場 所：損保会館404会議室 及び オンライン

出席者：委 員 柳瀬委員長、大野委員、草地委員、林委員、家森委員
オブザーバー 金融庁 矢野モニタリング長（代理出席）、
損害保険料率算出機構 新野理事
事 務 局 損保協会
欠席者：委 員 後藤委員

議 題：1. 第三者委員会の設置の背景

2. (1) 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）

(2) 今後のスケジュール

(3) 第1回と第2回での論点

3. 前回「次回見直し時の検討観点」とした項目

4. 上記3. に対する方向性

(1) 業務実態調査関連

(2) 経費計算方法関連

(3) 前回調査票項目における影響確認（契約引受・代理店・損害調査）

結 論：資料上で「論議いただきたいポイント」とした論点

2. (1) 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）

・前回の第三者委員会の残課題および前回以降変更しうる非対面手続きの増加等による業務フローを検討の範囲とする事務局案で進める。なお、中小社も含めた実現可能性も考慮する。

4. (1) 業務実態調査関連

①測定者/集計者の選定

・案2を基本とし、一義的には透明性の更なる向上を図りつつ、可能な範囲で測定品質の向上につながる助言を得ることも視野に入れながら、具体的な進め方を事務局で検討する。

4. (1) 業務実態調査関連

②実態調査期間 ③デジタル技術の活用

・事務局が提示する方向性に異論はないものの、季節性の影響について事務局で確認し、第三者委員会に確認結果を示すこととする。

- ・今回の調査は対面で実施する。

(2) 経費計算方法関連

ア. 1人1分当たり給与額（役職者）の計算方法 高度化の方向性

- ・第2回委員会にて、調査フィージビリティに加え、本調査においても第三者機関に同行・監視してもらう等の信頼性のある調査方法案を事務局より提示し論議する。

イ. 外部委託費の把握方法の変更

- ・変更案①-aを採用する方向性で、フィージビリティの検討を深めていく。
- ・案①-aの検証として、案①-bの「保険会社割合」「外部委託割合」について全社平均値の調査をし、第3回委員会に提示する。

ウ. 件数割換算係数

- ・引き続き、事務局で対応案に対するフィージビリティの確認および調査方法の検討を進め、第2回委員会にて提示し、論議する。

(3) 前回調査票項目における影響確認（契約引受・代理店・損害調査）

- ・調査対象は「契約引受」のみとし、具体的にどの項目を調査するかについては、第2回委員会に提示する。
- ・将来の見直し基準（定量・定期）については、第3回・第4回で論議する。

【事務局】

本委員会については、2026年4月30日に開催された自賠責保険審議会（以下「自賠審」という）において、経費計算基準等見直しの定量基準として定める「異動・解約非対面手続き率」が、基準値である40%を超えたことを踏まえ、見直しの是非の検討のために設置するものです。

本委員会は、2024年度にも設置しておりますが、その際と同様に、客観性・透明性を確保した議論とするため、損保協会は直接議論には参加せず、第三者の有識者のみで構成する第三者委員会としております。

委員の皆様におかれましては、背景や趣旨をご理解の上、活発なご議論をお願いしたいと考えております。

委員長でございますが、第三者委員のどなたかにお願いしたいと思っております。事務局としましては、2024年度の第三者委員会においても委員として参加されており、保険分野への造詣が深く、長年ご研究を重ねていらっしゃる柳瀬委員を推薦したいのですが、ご了承いただけますでしょうか。

（各委員からの異議はなし）

別途、本日ご欠席の後藤委員からも了承の旨ご連絡いただいておりますので、委員長は柳瀬委員にお願いすることとします。

なお、議事録の記載方法につきましては、前回の第三者委員会と同様に、発言された委員名は記載しませんが、委員の意見やそれに対する事務局回答も含め、議論の内容が分かるように残し

て、委員会終了後に、委員の皆様に議事録の確認を依頼させていただいたうえで、損保協会ホームページに掲載予定ですが、その運用でよろしいでしょうか。

（各委員からの異議はなし）

異論ございませんでしたので、そのように手配いたします。

それでは、以降の進行は委員長にお願いいたします。

議 事

【委員長】

委員長を務めさせていただく柳瀬です。本委員会は数回にわたって開催されると思いますが、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は第1回ということで、本委員会の運営等について、また、本委員会で議論すべき範囲や今後のスケジュールについても整理したいと考えております。その上で、今回定量基準に達した「異動・解約非対面手続き率」に関する調査や、前回の見直し時に課題となっていた事項につき、現時点でフィージビリティの確認が取れていない点などもありますが、検討の方向性について確認・議論を進めていきたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

配付した資料のうち「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第1回）」についてポイントを絞って説明いたします。参考資料の説明は割愛しますが、適宜ご覧ください。

資料2ページで委員会設置の背景を説明いたします。

現行の自賠責保険の経費の計算方法を定める経費計算基準、および、代理店手数料における基礎数値は、2024年度に今回と同様に損保協会内の第三者委員会で見直しの検討を行い、第150回自賠責保険審議会で報告のうえ、見直しを行った経緯にあります。その際に定量基準および定期基準を設け、基準に達した場合には再度見直しを実施することとしていました。

直近、定量基準として定めていた「異動・解約非対面手続き率」について大手4社の数値を計測したところ基準の40%を超えることが判明し、第153回自賠責保険審議会において、速やかに経費計算基準等の見直し手続きを進めるとしたことから、第三者委員会を設置し検討することになりました。

資料3ページをご覧ください。今回の検討の範囲は、前回2024年度の第三者委員会において網羅的に課題を洗い出し、見直しを行ったことを踏まえ、前回残った課題および前回以降変更しうるものを検討の範囲としたいと考えております。

具体的には、前回「次回見直し時の検討観点」とした課題への対応是非や方向性に加え、前回見直し以降２年間で変更しうるものとして、非対面手続きの増加等による業務フローの変更有無を確認したうえで、その見直しの方向性等を検討します。

また、今回定量基準に達した「非対面手続き率」に関する取扱い等、将来的に基準を見直す場合の手続きについても改めて検討したいと考えております。

検討にあたっては、大手社だけでなく中小社も含めて実態調査や決算対応の実現可能性があるか、業務実態調査を行う場合、客観性を保ちつつ、調査時間・コストの観点も考慮した効率的な調査方法であるかという点に留意が必要と考えております。

今回の検討スコープについて、前回は網羅的に課題を洗い出したことを踏まえ、前回残った課題、および、前回以降変更しうるものとして業務フローが変更された項目でどうかと考えておりますが、その他論議すべき検討スコープがあればご意見をいただきたいと思います。

【委員長（議事進行）】

２．（１）①では、前回の前回第三者委員会に残った課題および前回以降変更しうる範囲を、今回の検討のスコープとする説明が事務局よりありましたが、これら以外に論議すべき範囲がないか、ご意見ある方はいただけますと幸いです。

【委員】

特に異論はございませんが、検討にあたっての留意事項の中の「中小社も含めた実現可能性」は、検討に値するという印象を強く持ちました。他は、事務局の提案で問題ありません。

【委員長】

中小社も含めた実現可能性があるかという点についても、観点として検討することによろしいですか。

【事務局】

承知いたしました。

【委員長】

ありがとうございます。その他にはございませんでしょうか。

【委員】

特になし

【委員長（議事進行）】

それでは、これらの検討のスコープの中で、今回の議論を進めさせていただきたいと思えます。事務局から具体的な説明をお願いします。

【事務局】

今後のスケジュールについて説明いたします。第三者委員会は第１回を本日、第２回を８月５

日に開催し、その後、基礎数値を見直すための業務実態調査を経て、第3回、4回で業務実態調査結果を踏まえた最終的な結論を出したうえで、令和9年の自賠審にて報告することを予定しています。

続いて、資料5ページで第1回と第2回での議論内容をまとめています。第1回では前回2024年度に「次回見直し時の検討観点」とした課題への対応是非や方向性を議論し、第2回で第1回の論議を踏まえた新基準の方向性を示しつつ、その新基準に必要な業務実態調査項目やその方法等について議論する予定です。

資料6・7ページは、前回「次回見直し時の検討観点」とした項目の振り返りです。項目としては大きく分けて5つになります。1点目は測定者／集計者、2点目は実態調査期間、3点目はデジタル調査の活用、4点目は業務実態調査の効率化、5点目は経費計算方法についてです。それぞれの検討観点や方向性等については後段のスライドで説明します。

資料8ページから、議論いただきたいポイントに入ります。

まずは、前回「次回見直し時の検討観点」とした項目のうち、「測定者／集計者の選定」についてです。前回実態調査では、第三者委員会での論議を経て、客観性・透明性確保の観点から「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく公正な機関である「損害保険料率算出機構」が同行し、調査を行いました。その中で、将来的には外部から見た透明性の更なる向上の観点で第三者機関の活用可能性が検討の観点となっておりました。

したがって、今回の論点としては、特に測定者における透明性の更なる向上に向けて、損保料率機構だけでなく、第三者機関も活用するかという点です。集計者は、客観的な統計的基準に基づき処理しており、恣意性は働きづらいものであることから、測定における更なる透明性の向上の観点で対応案を説明します。

案1は、前回2024年度と同様に、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく公正な機関である、損害保険料率算出機構が、一部拠点の調査において同行する案です。

案2は、案1に加え、監査法人等の第三者機関が損害保険料率算出機構とセットで同行する案です。実務内容の妥当性や異常な測定の有無の確認については、引き続き実務を把握している損保料率機構が中心的な役割を担うこととなりますが、第三者機関が調査現場に同行することで、調査プロセスが外部の目から見ても適切に行われていることを説明しやすくなるという効果が期待されます。

一方で、案2は案1と比べて200万円程度の追加費用が見込まれます。

したがって、自賠法第二十五条の「能率的な経営の下」という趣旨を踏まえると、この追加費用を、客観性・透明性を高めるための情報開示コストとして許容できるか、費用対効果があると評価できるかが議論のポイントになります。

また、前回同様、同行者がいる拠点とそうでない拠点の集計結果を比較し、同行者がいない拠点に過度な偏りが見られる場合には、その拠点の再調査を行う予定です。なお、前回調査では、損保料率機構同行拠点とそれ以外の拠点で大きな差はございませんでした。

以上を踏まえ、案１と案２のどちらが望ましいか、また、案２を採用する場合に追加費用に見合う客観性・透明性の向上が得られるかについて、ご意見をいただければと思います。

次のページの内容と合わせて議論いただきたく、資料９ページに進みます。

②実態調査の実施時期については、季節性の影響極小化の観点で調査期間を拡大できないか、営業社員の負担軽減の観点で決算期を避けられないかといったことが、前回の第三者委員会での論点として挙げられました。季節性の排除の観点で調査期間を拡大させることはスケジュール上困難ですが、決算期にかからないよう、８月上旬から準備を開始し、８月下旬から９月下旬に調査を実施する方向性で検討しています。前回は９月～１０月で実施しましたが、８月下旬から９月においても極端に契約数が偏る時期ではなく標準的な月であるため、標準的な処理分数等を算出する点では大きな問題はないことに加え、前回と比較も可能と考えております。

また、③デジタル技術の活用について、処理分数の測定は案件が生じたタイミングでリアルタイムでの実測調査が必要であること、各社システムによるデータの事前蓄積は、システム開発コストや多岐に亘る調査項目をシステム化するためのデータインプット作業を考慮すると導入は困難であることから、前回同様対面での調査としたいと考えています。

これら３点の方向性につき、ご意見をいただければと思います。

【委員長（議事進行）】

４．（１）①では、前回第三者委員会の課題となった測定者／集計者について、２つの案を事務局より説明いただきました。案１は、前回調査と同様に、一部拠点について損保料率機構に同行いただくもの、案２は損保料率機構だけでなく第三者機関も同行するというものとなります。

事務局の説明のとおり、損保料率機構は損害保険料率算出団体に関する法律に基づく中立機関である一方で、一般消費者の目線に立つと、各損保会社と同じ業界側という見られ方もされ得るものとことです。

この点、第三者機関が同行することで、調査に「業界外の目」を入れることはできますが、一定の費用は生じることとなります。ポイントとしましては、案１でも前回調査時に損保料率機構同行拠点とそれ以外で処理分数等に大きな差がなかったことから、案２でも調査精度自体を引き上げる効果は見込みづらく、あくまで情報の透明性を高めるための情報開示コストとして、この費用が適切かという観点となります。

この点を踏まえ、案１、案２どちらが望ましいか、あるいは他の案があるか、その他懸念点等あるか、ご意見いただきますようお願いします。

また、４．（１）②③の実態調査期間やデジタル技術の活用についても、事務局より説明のあった方向性について、ご意見をお願いします。

なお、本日ご欠席の後藤委員から事前に意見をいただいておりますので、事務局から代読をお願いします。

【事務局】

後藤委員から、事前に①の測定者について4点ご意見をいただいております。

- ・1点目、透明性を高めるために、第三者機関を同行させる点は考えられる。
- ・2点目、保険実務を知らない監査法人が同行することの意義や、すべての拠点に同行する必要性があるかは議論が必要である。
- ・3点目、消費者や自動車ユーザーに近い立場の人に同行してもらうことも選択肢として考えられる。
- ・4点目、第三者として考えている監査法人がどのような観点でチェックするかは具体化したほうが良い。

②の実態調査期間および③のデジタル技術の活用については、事務局案に異論ない旨、伺っています。

以上の後藤委員からの意見に関して、事務局から説明させていただきます。

2点目と4点目の、監査法人の同行の意義に関してですが、第三者が損保会社と損保料率機構の調査を監視し、違和感がないかを確認いただくことで、透明性を高められると考えております。

また、拠点数は、前回調査において一部拠点到損保料率機構が同行しましたが、同行の有無の集計結果を比較検証して大きな差はなかったことを確認することで、全体の調査結果の適切性を確認しています。

今回も同様に一部拠点到の同行としたうえで、その差を比較検証することで全体の適切性を確保しつつ、費用を抑えることができると考えています。

3点目の消費者や自動車ユーザーに近い立場の人が同行することについては、透明性を高めるという観点では1つの選択肢として考えられると思います。一方で、第三者を入れる目的は客観性・透明性を高めることであり、消費者目線にフォーカスを当てて高める方法もあれば、中立的な監視の厳格さにフォーカスを当てる方法もあると考えております。その点、監査法人は、厳格な監視が期待されることに加え、高い倫理感と中立性が求められる職業であることが一般消費者にも認知されていることから、消費者の理解にも繋がると考えており、調査の客観性・透明性を高めるにあたって効果的であると考えています。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、一通り情報の共有ができたかと思しますので、委員の皆様のご意見を伺います。

【委員】

まず①測定者について、どちらの案が絶対ということではないですが、より透明性を高めるという観点で、案2を採用しても良いと思いました。

まず、透明性を高めるということを外部にもご説明いただく。例えば、案1の前回調査の内容が不適切であったとか、不当であったという意味ではなく、適切であったけれども、さらに一層

透明性を高めるために、第三者機関として、専門性などの点から相応しい監査法人が同行するという説明は必要であると思います。すでに説明がありましたが、調査後の偏りがないかといった点もセットで確認したほうが良いと思いました。

なお、ユーザーや消費者に近い方については、正直、専門的な観点での観察・調査は技術的にもかなり難しいという印象を受けましたので、そういった意味でも第三者機関として監査法人が適切ではないかと思いました。

ただし、損保料率機構と監査法人が必ずセットで同行しなければならないのかというと、前回の調査結果で大きな差が見られなかったということを踏まえると、監査法人は必ずということではなく、損保料率機構が少し多く調査に同行し、その一部について監査法人が同行するというやり方もあり得るのではないかという印象を受けました。

②の実態調査期間については、事務局案で基本的に問題ないと思いますが、契約数が多いとか少ないといった偏りのない期間ではないことも、改めて確認いただきたいと思います。

【委員】

①の測定者については、案1と案2で何が変わるのかといったところで、損保料率機構の同席の有無で差がなかったということであれば、案2を採っても調査の質が本当に上がるのかといったところは疑問があります。

ただ、それよりも外部から見た透明性の方が大切ということであれば、案2を採用することになると思います。案1にこだわってるわけではありませんが、外部からの期待ギャップについては、しっかりと啓蒙するといったことも大事ではないかと思います。純粋に案2が一番良いということではなく、啓蒙の活動もやはり大事であるということを強調しておきます。そのうえで、透明性を高める際に外部の第三者が入るというのは非常にわかりやすい手法であると思います。

その目的が、調査内容というより、外部から見た客観性だけであれば、やはり開示コストということになります。それが、利益を受けるユーザー側の保険料にどれだけインパクトがあるのかという点も非常に大事な観点であると思います。啓蒙活動を進めつつ、外形的に客観性を担保するかなり限定的な関わり方も考えられると思っております。また、単に調査に同行するだけではなく、元々定められている客観的な統計基準についても外部の方がしっかりと検証・確認することとも必要ではないかと考えております。

続いて②の実態調査期間については、調査期間の標準性は大事ではないかと思います。前回も調査期間に9月が入っており、今回も9月が入ることであれば、大きな差は出ないかもしれません。自賠責保険の加入時期は3月が最も多いかもしれませんが、8月・9月も多くないのかといった点では、他の月と比べたデータがあるとありがたいと思います。

③のデジタル技術の活用については、特段コメントございません。

【事務局】

まず、約200万円（第三者が同行するための追加コスト）が契約者にどの程度のインパクトが

あるかという点ですが、自賠責全体にかかる経費は、年間でおおよそ 2,000 億円程度ですので、200 万円はこれに対して約 0.001% です。契約者から見ると、経費だけではなく保険金に相当する部分も合わせて保険料としてご負担いただいております、保険金も含めた全体の支出としては 8,000 億円程度なので、これに対して 200 万円が占める割合は、0.0002%~0.0003% 程度であり、年間保険料に照らすと 1 円にも満たない規模感です。

2 点目として、客観的な統計基準に対する第三者の検証・確認という点ですが、客観的な統計基準は、調査結果がどのような分布になっているかによってその基準も変わります。前回と同じ統計的ルールに固定してしまうと、今回の調査によっては、外れ値がない、あるいは外れ値となるサンプルが多くなり過ぎ、統計的情報が十分でなくなるかもしれないので、集計した後の分布を見てから、ルールを定めていきたいと思います。そのルールについては、第 3 回第三者委員会にて、集計結果も含めて委員の皆様にご確認・論議いただく形にしたいと考えております。

【委員】

①の測定者については、透明性の確保という観点で、案 2 に賛成いたします。追加のコストはかかりますが、消費者目線から見ますと、損保料率機構の方々や集計に携わられる損保協会の方々は、どうしても同じ業界のイメージですので、やはり客観性・透明性の担保という観点で案 2 が良いと思います。

それから、消費者や自動車ユーザーに近い人に同行いただくという案もあり得ると思います。消費者団体では覆面調査や試買検査など、そうしたことを行いますので、今回の調査では難しいと思いますけれども、将来に向けてそういったことを検討しても良いと思いました。

②の実態調査期間については、これまでと同じ期間の方が良いのではないかなと思います。前回、9 月と 10 月で調査したのであれば、今回も 9 月と 10 月の方が良いと思いますので、前倒しをするのが良いのかどうか、もう少し考える余地があると思いました。

③のデジタル技術の活用については、デジタル技術というところかなり高度化するイメージがありますが、要するに Web 会議で調査をすることになると、Web 会議はインタビューには向いていますが、実際に測定するには向かないところもあります。ヒアリングに関しては Web 会議でも良いと思いますが、処理分数の測定は対面で行うべきだと思います。もう少しデジタル技術というのが Web 会議以外にも色々出てくれば別ですが、現状では対面を基本とするのが良いと考えます。

【委員長】

②の実態調査期間については、前回は 9 月が決算期にかかっていたので、調査にかなり制約があったということを踏まえて今回 1 ヶ月程度前倒しする方向性と認識しております。それにより、季節性が大きく影響しないだろうという点は、事務局で確認しているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

季節性については確認しておりますが、委員の皆様にもご確認いただいたほうが良いと思いますので、あらためて調査してご案内します。

【委員】

①の測定者について、前々回の見直しまでは損保料率機構も同行しなかったところ、前回から損保料率機構の同行を始めたわけですが、今回さらに第三者機関に同行してもらおうということで、費用が約 200 万円で済むのであれば、費用的にはそれほど問題にはならないと理解しております。ただし、客観性を高めるのであれば、同行する 15 拠点を、第三者機関が 90 拠点の中から選定するようにしたほうが良いと思いました。

それから、今回の直接の論点ではないですが、200 万円ほど使うので、可能であれば、公平性を見てもらうだけでなく、外から見てより効率的に業務を遂行できるところがないかといった助言もいただければ、今後の改善にも繋がり、約 200 万円が単に見ていただくだけのコストではなくなると思います。例えばコンサルティングの例として、棚の順番を変えたり、棚に何かラベルを貼ったり、物の置き方を変えるだけでもすごく時間効率が上がるというのがあります。会計士として監査されている経験から少しでも助言していただければ、改善のインセンティブを与えることになり、将来的にも使えるのではないかと思います。以上より、案 2 で対応できるのであれば、案 2 が良いのではないかと思います。

②の実態調査期間については、本来は年間を通して調査するのがベストではあるものの、どうしても自賠審の日程や現行の制度上、やむを得ないことを考えると、現実的には、事務局案が良いと思います。もし、これではどうしても歪むということになれば、今年度の自賠審は諦めて、翌年度の自賠審に合わせて調査を続けることにならざるを得ないが、8 月下旬から 9 月にかけて調査することは、それほど問題はないだろうと予想をしております。

③のデジタル技術の活用については、今回は資料に記載されたことになりますけれども、将来的には、計測コストが削減される、あるいは正確になることを期待します。現状、多くの会社では、朝出勤してパソコンの電源を押したときに勤務時間が始まって、電源を切れば勤務時間が終わるというように、勤務時間はかなり厳格に管理されていると思うので、そういう中で、少しでも自賠責関係のファイルにアクセスしていた時間を測ることができれば、より厳密に計測できるのではないかと思います。

ただし、これは将来の課題であって、今のところ保険会社によっても異なるということであって、将来にわたってデジタル技術は使わないということではなく、今回はこうするけれども、引き続きデジタルに計測できるシステムが整っているか等の状況を踏まえて検討していくということを含んでおくべきであると思います。

【事務局】

同行拠点を第三者機関が選定する選択肢があるのではないかとのご意見ですが、その点については事務局として検討して、次回委員会で提案します。

【委員長（議事進行）】

①の測定者については、委員の皆様のコメントを踏まえると、ベストではないものの案 2 を採用するという方向感でコンセンサスがとれつつあるという印象を持ちました。ただし、今回、第一義的には、調査自体のクオリティを大幅に上げるために新たなコストをかけるというよりは、

すでに一定レベルの調査をしている中で、それをより消費者に理解してもらうためのコスト、つまり開示コストとしてプラス約 200 万円ということは、自賠責制度全体の規模感からすると許容可能な範囲に収まっているという感触で議論を聞いておりました。

とはいえ、これは第一義的な視点でありますから、今後の課題あるいは検討を深めるポイントとして、例えば監査法人の得意な分野もあると思いますので、そうした点は調査を始める前に監査法人と協議する中で、同行する意義を踏まえつつ、どのような観点でチェックしてもらうかということを、最低限、事前に一定程度整理しておかなければならないと思います。

その中で、同行拠点についてランダムサンプリングのような形で調査拠点をサンプリングするのが良いのか、それ以外の方法が良いのか、このあたりは監査実務で非常に経験豊富な監査法人にアイデアをいただく、あるいはチェックの手法について意見をいただくことは、結果的に、具体的なレベルで質の向上に資する可能性もあると思います。第一義的には透明性の確保、第二義的には可能な範囲での質の向上に資するという視点でこのコストを見れば、プラス約 200 万円は妥当であると思います。

非常に大事なポイントですので、委員の方々から追加でのご意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

特になし

【委員長】

それでは、①の測定者については、方向感として案 2 をベースに、具体的な進め方については事務局で検討を深めていただくということで進めさせていただければと思います。

また、②の実態調査期間および③のデジタル技術の活用に関しても、コメントがいくつか出ましたが、調査期間を 8 月～9 月下旬として、季節性の調査結果を第三者委員会にもお示しいただく前提で、事務局が提案する方向性で委員のコンセンサスが取れたと理解しています。

③のデジタル技術の活用についても、今後の課題として意見があったように、デジタル技術活用の可能性を継続課題としつつも、今回の処理分数の測定は、現時点では対面で実施する必要性が残っているということで、対面で実施する方向性であると思います。この点についても、コンセンサスが取れたということによろしいでしょうか。

【委員】

異論なし

【委員長（議事進行）】

次に、4.（2）の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

役職者の 1 人 1 分当たり給与額の計算方法の見直しについて説明します。

従来は、課支社の課長等の役職者給与の15%を管理業務相当分として、1人1分当たり給与額を計算していました。2024年度見直しでは、役職者の業務は契約1件単位ごとに生じる業務より、管理業務が多くを占めていると考えられることから、スライド中段右側のように課支社の課長等の役職者給与は実務を担う社員と同様の計算ではなく、主に管理業務を担う部長等を意味する部支店本部の計算方法の方が実態に合っている可能性があるという課題認識がありました。

この前提が実態に合っているかを確認するため、契約引受・損害調査それぞれについて、20件ずつのサンプル調査を実施しました。

その結果、役職者が自賠責実務を担うケースは多くないことが確認されました。一方で、この見直しを行った場合の経費への影響額が約100億円プラスになることに関し、サンプル数が限られ、統計的信頼性が十分とはいえない可能性がある調査結果に基づいて見直すことは対外説明が難しいことから、前回は見直しを見送りました。

他方で、ノーロス・ノープロフィットの原則、とりわけノーロスの観点から、保険会社が必要な経費を適切に計上できない場合、制度の持続可能性に関わる問題があり得るとの見解も示されました。

そのため、次回見直しに向けては、この調査結果の統計的信頼性を高めて精緻化したうえで、同様の結果が得られる場合には実態を反映していくこととしました。続いて、議論いただく観点を説明します。

まず、前は限られたサンプル数であったことを踏まえ、統計的信頼性を高めるために他の実態調査と同程度のサンプル数とする方針です。また、統計的に信頼性の高い結果が得られるのであれば、その数値を0%から100%のいずれかで管理業務相当分を見なして適用するのではなく、そのまま適用する方がより実態を反映できるため、現行の計算式に沿って、「役職者業務における実務業務割合」を調査し、現行の計算式の「15%」を洗い替えることを検討しています。

なお、本調査案のフィージビリティは現在確認中であり、確認結果および本日の議論を踏まえて第2回委員会で決定する方針ですが、対外的説明の観点でこの方向性で良いか、他の案が考えられるか等、ご意見をいただければと思います。

【委員長（議事進行）】

この論点はテクニカルなところではありますが、前回の第三者委員会においては、計算方法の見直しを検討したものの、対外説明の観点でサンプル数が少ないことから見送りましたが、今般は調査のサンプル数を増やし、より精緻化を図った上で実態の反映を検討していくという方向性が示されています。

調査方法のフィージビリティは確認中ではありますが、検討の方向性について、ご質問・ご意見をお願いします。

なお、後藤委員からは事務局案の方向性に異論ない旨、伺っております。

【委員】

前回の調査では、経費に与える影響がプラス100億円であったと思いますので、統計的な手法

の精度を上げるということですが、可能性として経費が上がることもあるのではないかと思います。それが実態を表しているのであれば、その方向で進めるということだと思いますので、その場合の対外的な説明責任を果たすうえでは、客観的な事実に基づいて説明することが非常に重要になると思います。方向性に異論はございません。

【委員】

実際に、契約引受のところでは0.8%、損害調査では4.3%ということで、ほとんど役職者の方は実務に関わっていないと理解しています。前回見直し時の試算では、なぜ+100億円になるのかということがあまり理解できなかったところではありますが、対外説明をするうえで統計的信頼性が十分ではない可能性を考慮して前回は見直しを見送ったというところは賢明なご判断をされたと思いました。

また、計算方法の中の「15%」の洗い替えというところがよく分からないので、もう少し説明していただいてから意見を述べさせていただきます。

【事務局】

役職者給与の部分は契約引受であれば0.8%、損害調査であれば4.3%という中で、なぜ経費が上がったのかという点について説明させていただきます。

課支社の役職者の給与部分を、部支店本部と同様に自賠責給与割合で計算する場合、課支社の「1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数×取扱件数」の計算のうち、給与が減額されることで、現業部門の給与総額は減少します。そのうえで、部支店本部にこれまで含まれていなかった役職者給与の85%分を加算したうえで、いわゆる自賠責給与割合を掛け算することになります。現行の手法も、お示ししている対応案も、いずれも取扱件数や処理分数、給与単価で把握した現場の自賠責給与割合で、役職者の自賠責給与を認識するものですので、これらは各社の毎年の取扱件数や、役職者の人数、さらに給与水準などによって変わります。そのため、前回調査の際には、2023年度の各社の決算に当てはめた結果、経費として100億円程度増加するという結果になったものであります。この点は、将来においても変わりうるものではありますけれども、現時点でもこの手法で計算すると、同様の規模感の影響が出てくる可能性があるとは事務局としては考えています。

また、「15%」について、資料10ページに示している図をご覧ください。課支社はいわゆる損害保険会社の営業拠点のようなイメージです。そこにお客様が来訪されるケースや、社員が代理店とやり取りするケースもありますが、ここが契約引受の実務を担う組織です。これら課支社を取りまとめている、いわゆる部長等の組織が部支店本部です。概ね、部の中に課支社があり、部長は契約引受の実務は行わず、どちらかといえば課支社の課長も含めたメンバーの人事労務管理や、他種目では営業推進といったことも対応している組織です。では、課支社の課長がどういった業務を行っているかといえば、現場にいるため、お客様が来店されたときに担当者の代わりに対応するというケースもあり得るし、そうした場合は課長も実務を担う一方で、部長と同じように人事労務管理という業務も行っています。

従前、課長の給与のうち15%が課長の人事労務管理など実務以外の業務に相当する給与に相当するものとみなしていました。これが「15%」という数字です。従来は、課支社の部分は、現場

の契約引受等の実務に対する1件当たり処理分数に対して、現場の社員・派遣社員、課長も含めた平均給与単価を乗じる形で、現場の実務として契約引受に関わる給与を「平均単価×分数」で計算します。この時、課長の給与の15%分を労務管理等として除いたうえで、85%に相当する部分を1人1分当たりの平均給与単価に含めていたというのが従前の計算方法でした。

前回のサンプル調査では、契約引受で実務割合が0.8%と、ほとんど実務を行っていないことが判明したということで、課長の仕事が部長に近いような仕事であることが推察されます。現場の「1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数」の計算式で課長の実務の給与を考えるよりは、部支店本部の部長と同様の計算式の方が妥当であるというのが前回までの論議でした。今回見直そうとしている調査案は、この15%に相当するものを実態調査によって統計的信頼度を高めたうえで、どの程度になるかということを検証してまいります。

【委員】

「15%」はみなしの数字だという印象を強く受けましたので、これを洗い替えることは重要であると思います。また、消費者の感覚では、契約する際はやはり担当者が対応するでしょうし、事故後の調査でも役職者が出てくるという感覚はあまりないので、前回の調査結果はよく理解できるところです。したがって、役職者があまり実務に関わらないという点で、役職者を除いて計算の方が消費者の感覚には合っているように思います。また役職者の方が様々な管理や重要な決断を下す場面もあると思います。どのように適切な割合を導き出す調査ができるのか難しいことだと理解できますので、その辺りは柔軟に調査するという点でも良いのではないかと考えます。

【委員】

前回、いずれの案を選ぶかによって経費に大きなインパクトがあり、保険料にも影響があるということで、最終的には、統計的信頼性が十分でない可能性のあるサンプル調査だったためその数値は使えないということで見送ったと記憶しています。今回見直す場合にも、かなり大きなインパクトになるので、実際に信頼性のある調査ができるかという点が重要であると思います。処理分数はストップウォッチで測定するレベルの調査を行う一方で、難しいことは当然分かっているものの、前回のこの調査は、結果として大きなインパクトがあったにもかかわらず、アンケートによって調査しており、この点も問題なりうると思います。フィージビリティの確認中とのことですが、調査するのであれば、監査法人が同行する調査の範囲に、この役職者の業務割合の調査もカバーすることは可能なのでしょうか。

調査は実施する必要があり賛成しますが、その結果を今回の見直しに織り込めるかどうかまでは躊躇しているところです。一方で、前回の委員会でも議論があったように、保険会社が赤字になると制度の持続可能性に影響が及ぶという点も十分理解しております。

【事務局】

フィージビリティの観点では、契約手続きなどの役職者の実務割合を把握するという点に難しさがあります。そのため、各社が目線を合わせて統一的な調査ができるように、内容を慎重に検討していく必要があるということも踏まえ、現在も調査方法やそのフィージビリティを確認しているところです。

また、調査に第三者機関を入れることについては、一部の拠点ではありますが、当然、第三者機関に同行いただく拠点でも課長の業務について調査しますので、第三者機関や損保料率機構の方々にもしっかり見ていただく予定です。

【委員】

信頼性の高い調査方法というのは相当難しい面があると思いつつも、会計の専門家の方などの意見を聞きながら精査していく必要があると思いますが、実態をなるべく反映させるという意味では、やはり調査は必要ではないかと思います。

【委員長】

本件は、100 億円程度経費が増えてしまうわけですね。

【事務局】

前回と同じような調査結果や基礎数値だとすれば、100 億円程度増えると推定されます。

【委員長】

つまり、課長の自賠責に関する業務のメインは管理業務だというふうに区分を直して計算する場合、現業の役職者給与を部支店本部に含めてしまうと、100 億円程度増えてしまうという理解でよろしいですか。

【事務局】

もう少し申し上げますと、現場（課支社）の方には課長の給与単価が入らなくなるので、課支社ごとの給与単価は減少します。一方で、これまで部長等だけの給与を計算していた部支店本部に、現場の課長の給与が入ることで、結果として合計値は増えるであろうということが、前回のサンプル調査の結果から推察されます。

【委員長】

付加保険料に占める比率もそれなりに大きいということですね。

【事務局】

2,000 億円強の社費支出において 100 億円程度なので、およそ 5%程度になります。

【委員長】

ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえると、インパクトが大きい数値だけに、実態としてこれだけ経費がかかっているという対外説明ができるかという点が本委員会の 1 つのポイントではないかと感じます。その意味で、今回は 20 拠点のみのサンプル調査で管理業務以外の割合を聴取したとことと役職者の実務割合が低かったという結果に、どれだけ信頼性があるのかという難しい問題が残っていた中で、慎重な対応を取ったと理解しています。これは、フィージビリティの問題が最終的な結論にはかなり影響することだと思いますので、丁寧に事務局で詰めていただきたいところです。事務局から提案のあった方向感に関しては、信頼性のある調査方法を検討していくということで、委員の皆様のコンセンサスが得られたと理解しておりますが、そのような

理解でよろしいでしょうか。

【委員】

異論なし

【委員長（議事進行）】

それでは、かなり難しい宿題を事務局に残す形になりますが、提案の方向性で検討を進めるようお願いします。

【事務局】

次回に調査案を提示したうえで、調査に入りたいと思います。

【委員長（議事進行）】

第2回で、より詳しいフィージビリティの観点について説明いただけるものと思います。

それでは引き続き、事務局から外部委託費の把握方法についての説明をお願いします。

【事務局】

資料12ページは前回資料の抜粋になりますが、外部委託費用について、従前は物件費で計上する一方、人件費に用いる処理分数は業務実態調査時点で社員が対応していた分数で固定されていました。そのため、業務実態調査以降新たに外部委託の進展があった場合、費用の二重計上が生じうるという課題があったことを踏まえ、2024年度の第三者委員会で見直しを行いました。当時は（下段に記載の）対応案①と案②のそれぞれのメリット・デメリットを踏まえて、特に恣意性排除の観点から案①が採用され、二重計上という課題は解消されました。一方で、保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されないといった課題が残りました。この単価の差に関する課題を解消して精緻化するため、将来の見直しにおいてさらなる高度化に向けた検討を行うこととした経緯にあります。

資料13ページでは、保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されないといった課題に対する対応案を整理しています。外部委託は各社で実態が大きく異なり、かつ每期、委託先や委託業務に変動がありうります。そのため、全社平均値を用いる方法では実態を反映するうえで適切ではなく、個社ごとに毎決算期に計算できる必要があります。

この前提とフィージビリティを踏まえると、高度化の対応案としては、案①-a、すなわち給与単価を外部委託先単価で補正する方法が考えられます。この案は、人材派遣料と同様に人件費単価で調整する考え方であり、恣意性が入らず、個社ごとの外部委託の実態を一定程度反映できる点がメリットです。また、新たな外部委託が発生した場合にも、毎決算期にタイムリーに反映できます。一方で、社員と外部委託先の人数割合と業務割合がかけ離れている場合には、実態から乖離する可能性がある点がデメリットとして挙げられます。

他の案として案①-bは、社員と外部委託先の単価を、それぞれの処理分数の割合で加重平均する案です。理論的には、保険会社と外部委託先の業務割合の違いをより反映できますが、個社ごとの処理分数はサンプルサイズが小さく、統計的信頼性や恣意性排除の観点で課題があります。

また、新たに外部委託が生じた場合等、外部委託先割合を毎期調査することも困難です。

案②は、外部委託先の処理分数を直接計測して人件費から控除し、外部委託費用を物件費とする案です。実際に外部委託先で業務を実施しているという実態とは整合しますが、案①-b と同様に、個社ごとの処理分数の統計的信頼性や恣意性排除の観点、毎期調査のフィージビリティに課題があります。

以上を踏まえ、事務局案としては、現時点では、保険会社の給与単価と外部委託単価の差を一定程度反映でき、個社ごとの毎決算対応に恣意性がなく客観的に対応可能な案①-a を軸に検討したいと考えています。

資料 14 ページの案①-a の具体的な算出方法について説明します。案①-a では、1 人 1 分当たり単価を算出するにあたって、社員等との人数割合で平均単価を算出するため、Ⅰのように、社員等と同様に自賠責だけでなく他種目も含めた外部委託先人数や外部委託費用を把握することが理想的です。また、保険会社のグループ内外のすべての外部委託先を対象とする必要があります。他方で、決算期にそれを把握することは、調査範囲が多岐にわたり実務上難しいケースも想定されます。

そのため、Ⅰを基本としつつ、各社のフィージビリティを踏まえ、調査対象を自賠責関連やグループ内に限定し、外部委託先の総人数を補完的に算出するⅡ～Ⅳの計算方法も許容することを考えています。

例えば、グループ内かつ自賠責関連の外部委託先人数しか把握できない場合は、Ⅳの対応となります。数式のうち分母側に、「グループ内自賠関連外部委託先人数」を「グループ内自賠関連外部委託費用」で割ったうえで「外部委託費用」を掛けておりますが、この点が即ち、Ⅰの「外部委託先人数」に相当します。

本対応のフィージビリティは現在確認中であり、確認結果と委員会での議論を経て、第 2 回で決定する方針ですが、ここまで説明してきた対応の方向性以外の案があるか、事務局案の変更案①-a で進めるとした場合であっても追加の検討観点等がないかという点につき、ご意見をいただければと思います。

【委員長（議事進行）】

外部委託費の反映方法について検討の方針を事務局に説明いただきましたが、前回第三者委員会における議論を経て、外部委託の進展に伴い二重計上が生じ得るという課題は解消される形で経費計算基準の見直しが行われました。一方で、保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されないという課題は残っていたものです。

この点につき、事務局では複数案のメリット・デメリットを整理したうえで、外部委託先人数および外部委託費用を基に、給与単価を補正する案①-a で検討を進めてはどうかとの説明がありました。また、案①-a の具体的な算出方法については、外部委託先人数の把握が可能な範囲に応じ、複数の計算方法案を考えているとの説明がありました。

ポイントは、案①-a は、現在の計算方法よりも外部委託単価を反映できる点で一定程度精緻化できるものの、それでも実態から乖離する可能性が残ること、案①-b と②はより実態を反映でき

るものの、恣意性が排除できないことが挙げられる中で、各案のメリット・デメリットの何を優先して考えるべきかという点です。案①-a も個社ごとのフィージビリティは確認中のことですが、その前提で、検討の方向性や他の案の有無などについて、ご質問・ご意見いただきますようお願いします。

なお、後藤委員からは事務局案の方向性に異論ない旨、伺っています。

【委員】

現段階で判断しづらいところではありますが、ケースバイケースと思われるものをどのように標準化するのかという点で、どのような方法を採用しても、実態とかけ離れてしまう部分はあるのではないかと想像します。したがって、現時点の意見としては、案①-a で進めつつ、実際に実態とかけ離れているかどうかをモニタリング調査するようなことができないかと考えるところです。実際の外部委託単価は明確であり、外部委託する際は何を委託するかという点も明確であると思いますので、実績値を積み上げていくような測り方ということも、今後は検討して良いのではないかと思います。

【事務局】

個々の外部委託費を積み上げていくことで、外部委託費を把握できるのではないかというご意見ですが、外部委託の処理分数や業務のうち外部委託先が自賠責業務にどの程度対応しているかという点は、実際に把握するには難しいところがあります。保険会社ごとに委託してる業務も違い、また保険会社内でも拠点によって外部委託する業務が異なっている、あるいは別の拠点では課支社だけで外部委託するケースもあり、デジタルで捉えきれない難しさがあるので、統計的に提示したような計算式でないと、実態の把握は難しいという状況があります。

案①-a で進めたうえで、実態とかけ離れていないかモニタリングするという点では、案①-a と案①-b の差が何かという点とも関連しますが、案①-a で検討を進めることの検証をするとすれば、案①-b の保険会社割合・外部委託割合を全社平均値を今回調査して確認することになります。いずれにしても案①-b では、個社ごとの反映が難しくなる、恣意性が排除できないという点があります。最終的に、どのメリット・デメリットを優先して考えるかということは、必要に応じて検証結果を踏まえて、委員会の中であらためてご論議いただくことになると考えております。

【委員】

元々人件費だったものを外部委託して物件費になるところを、実態を反映して人件費化する手法という意味で、案①-a について理解できますが、資料に記載のデメリットの意味が分かっていないことに加え、案①-b が出てくる理由も併せてご教示いただきたいです。

また、会社によって外部委託の状況に差があるということだと思いますが、大手社の中でも差があると思います。そうであれば、中小社の中にも差があるのではないかと思いますので、もし何か情報があれば教えていただきたいと思います。

さらに、全社平均値と、個社ごとに每期決算する計算というところにどんな差異があるのか、全社平均を用いないで個社で計算した結果何がどう変わるのかという点で、全体像が見えてない

部分があると思いましたので、質問させていただきます。

【事務局】

平均給与単価は、それぞれの給与単価の業務をその割合で平均化することが、計算式の理論上正しいということになります。理論的により正しいのは案①-bの計算式で、保険会社の業務割合と外部委託先の業務割合で、それぞれの平均単価を加重平均することになります。一方で、案①-bでは、個社ごとの実態や差を反映できず、決算期の時間が限られる中で、毎決算期に保険会社割合と外部委託先割合を把握し切れるかという、現実問題として難しいということです。案①-bを採用するとしても、その調査はおそらくサンプルになってしまいますので、サンプルの選定の仕方に恣意性が排除しきれないということを課題として挙げたところです。

その代わりとして、恣意性を排除できるのが案①-aと考えております。(案①-bの計算式における)保険会社割合(業務割合)を、保険会社が対応する業務割合を「全体の人数分の保険会社の人数」に、外部委託先割合も同様にみなすと、案①-aの計算式と一致します。よって、業務割合をそれぞれの人数割合とすれば、案①-aの計算式となり、これであれば、決算期にも対応できて、かつ恣意的なサンプル選定というリスクがなくなりますので、恣意性も排除できます。

先ほどのとおり、案①-aで検討を進めることの検証をするとすれば、案①-bの保険会社割合・外部委託割合を、全社平均値を今回調査して確認することになりますが、案①-bでは、個社ごとの反映が難しくなる、恣意性が排除できないという点があります。最終的に、どのメリット・デメリットを優先して考えるかということは、必要に応じて検証結果を踏まえて、委員会の中であらためてご議論いただくことになると考えております。

【委員】

案①-aの分子にある「外部委託費用」はどの会社でも決算データで確認できる一方、分母の「外部委託先人数」は、1分あたり給与ベースに直すための人数に還元したいけれども把握できないということだと思います。フィージビリティの観点の説明がありましたが、自賠償関連のデータだけを取り出す方が容易なのでしょうか。例えば「外部委託先人数」は、グループ内の方が把握できそうであることは分かりますが、ⅠよりもⅡの方が調べやすいのでしょうか。また、会社によっては、Ⅰ～Ⅳのいずれでも計算できるということもあり得るのでしょうか。いずれの方法が良いと判断する前に、教えていただきたいと思います。

【事務局】

ⅠよりⅡのほうが調べやすいのかという点ですが、保険会社の決算期に調べられる期間は限定的ですので、その期間内で調べる先が少なくて済むという観点でいうと、Ⅱは自賠償関連業務を委託する先だけで調べることができますので、調べやすいです。

Ⅰ～Ⅳのいずれでも計算できる保険会社がどれを選択しても良いかという点については、現在事務局でも検討中でございまして、どれでも選べると恣意性が出てしまいますので、実際にⅠで計算できる会社があるかというフィージビリティを確認しています。フィージビリティ確認の結果、場合によってはⅣでしか計算できない可能性もあり、その場合にはⅣだけに限定することで恣意性を排除することが可能ではないかといったことも考えております。フィージビリティの確

認と併せて、そうした恣意性のリスクは次回にご提示したいと考えております。

【委員】

現時点ではメリデメがあるように思われますが、事務局案の①-a で進めていただくことに特に異論はございません。14 ページのⅠ～Ⅳについては、それぞれ事情が異なるということではあります。なぜその計算式を採用したかの合理性の説明を各社にきちんとしていただく、どのような点でこれを採用したのかを説明していただく必要はあるのかなという印象を持ちました。

【委員長】

案①-a のデメリットに関して、例えば案①-a ベースで採用しつつ、デメリットの部分に関する何らかのサンプルモニタリングを実施することは考えられるのでしょうか。

【事務局】

案①-b の式で計算したときの検証値を算出することが考えられますが、あくまでも全社平均になりますので、本来の決算期のところでは個社ごとの外部委託の進展や差異は反映できません。今回検証した数値を算出した場合であっても、そのまま使えるわけではないということに留意いただいたうえで、モニタリング結果を委員会にお示しして、いずれの案を採用する、またはいずれも採用しないということも含め、あらためて議論させていただきたいです。

【委員長】

委員の皆様の意見をまとめると、もちろん問題はあるものの、案①-a が現実的かつ恣意性が一番少ないと考えられ、案①-a の中での恣意性というものが、例えばⅠ～Ⅳをどうレギュレートすべきなのか、またはすべきではないのかということについて、フィージビリティを見ながら、今後のトピックとして引き続き検討していくということであると思います。この論点については、案①-a の方向で引き続き実装可能性を詰めていくということで、委員会としてのコンセンサスは概ね得られたということで、よろしいでしょうか。

【委員】

前回の案①と比べると、今回は平均時給が下がることが予想されることから、保険料が下がる方向に作用すると期待できるのでしょうか。

【事務局】

外部委託費用の単価次第というところではありますが、一般的には、経済的な観点で外部委託している面もありますので、案①-a でも案①-b でも、おそらく現行より経費が下がる方向になるのではないかと考えております。

【委員】

例えば、仮に案①-a とする場合でも、前回と同じ案①のままにした場合の数字は算出することはできますか。

【事務局】

案①-a としたときと現行との差は出す予定です。この外部委託の項目だけでなく、他の各項目の見直しによる影響額も含めて、業務実態調査後の第3回でお示しする予定です。

【委員長】

他の委員の方々、こちらの論点に関して追加のコメントはございますか。

【委員】

特になし

【委員長（議事進行）】

それでは案①-a で、具体的な検討を進めていただくということでコンセンサスが取れたと理解しました。

引き続き、事務局から件数割換算係数について説明をお願いします。

【事務局】

まず、資料に記載していませんが、前提として件数割換算係数がどういった費目に適用されるかという点を口頭で補足します。

種目共通として計上された経費は、件数割合のほかに、現場部門の自賠責給与を他種目も含めた年間給与で割ることで算出した給与割合、つまり自賠責の従事量割合を用いて配賦する費目もあります。主に、借地借家料のように種目特性がないような費目は給与割、種目の件数増加に比例する種目特性のあるものは件数割を適用しています。今回の件数割換算係数は、この件数割を適用している費目に関するものです。

資料15ページでは、前回の検討結果を整理しています。物件費の一部の費目のうち種目共通として計上されたものについては、件数割合で自賠責保険や火災保険等の各種目に経費配賦を行いますが、他の保険種目との費用区分の均衡を図る趣旨から、自賠責の契約件数は「10分の1」に補正することとされていました。これは、営業推進活動がないとされている自賠責保険においては、交通費等の一部物件費は、他の保険と比較して少ないということを想定したものと推察されますが、今日的な根拠が不明であったため、前回2024年度に今日的な調査を実施することとし、件数割の代表的かつ調査が可能な費目として交通費・通信費を選定のうえ調査し、他の印刷費や雑費にも調査結果を準用することとしました。調査の結果、件数割換算係数は「10分の2」に見直しました。

他方、件数割を適用する費目の中で金額的に大きい「雑費」グループについては、支出内容が多様であり、統一的な調査が難しいことから交通費・通信費で調査した「10分の2」を準用することとしましたが、雑費グループはその多くが本社経費に相当する内容であり、営業推進等の要素が少ないため、営業推進活動が相対的に多い交通費・通信費の調査結果の「10分の2」よりも実態は大きい係数を適用することが、より妥当と考えられました。そのため、次回以降、雑費グループの支出内容に応じた調査手法を精査し、妥当な計算方法を検討することとしました。

スライド下部左側には、参考として件数割換算係数適用のイメージを記載しています。スライ

ド中央が種目共通経費を単純に件数割で配賦した場合の自賠責経費のイメージで、これに営業推進等の要素が少ないこと等を反映するために、件数割換算係数を適用し自賠責経費を圧縮して把握しています。

資料 16 ページには、件数割換算係数の算出方法案を記載しております。雑費グループは多種多様であり、自賠責割合を直接求めることが困難な経費も多いことから、記載のフローを用いて支出内容を分類した上で、分類ごとの配賦すべき割合を基に件数割換算係数を算出することを考えています。

例えば、分類③のように自賠責割合が把握不可である一方、営業推進要素を含まない場合には、単純な件数割合で配賦することが適当という考え方です。一方、分類④のように雑費グループで種目共通経費として計上されていても、調査の結果、自賠責には関係ない支出内容であれば、自賠責に配賦しないことが適当と考えられます。

これらを、今回実態調査し、それぞれの分類での件数割換算係数を加重平均することで、分類によらず従来通り雑費グループ全体に適用できる全社共通の件数割換算係数を算出し直します。

現在、本対応案のフィージビリティを確認しており、具体的な調査方法と合わせ第 2 回で報告予定ですが、フィージビリティが確認できる前提で本対応案とする方向で良いか、その他考慮すべき要素等はあるか、ご意見をいただければと思います。

【委員長（議事進行）】

件数割換算係数の精緻化に向けて、雑費グループをより細分化して実態を把握していく方向性であると、事務局に説明いただきました。方向性に問題がないか、その他考慮すべき要素等がないか、ご質問・ご意見いただきますようお願いします。

なお、後藤委員からは事務局案の方向性に異論ない旨、伺っています。

【委員】

まず、このように精緻化していくことは良いことだと思います。前回、精緻化できなかった理由は、時間が無かったからでしょうか。それとも、そこまで考えが及ばなかったということでしょうか。

また、交通費や通信費については、今回は調査をせずに「10 分の 2」という割合を引き続き使うということなのか、併せて質問させていただきます。

【事務局】

前回なぜ精緻化しなかったのかというご質問について、結論を申し上げますと、時間が無かったということだと理解しております。雑費には多様なものが含まれますので、前回の第三者委員会から約 1 年半の中で、時間をかけてこうしたことができないか検討してきたものです。まず、各社においてどのような雑費があるのか、それを分類できるのか、自賠責分を把握できるのかといったことを大手社が中心となって確認しました。現在は、中小社も含めて最終的なフィージビリティを確認中ですが、検討するにはやはり時間がかかったものでございます。

前回は第三者委員会を6月頃から開催して、翌年1月の自賠審に間に合わせるというタイトなスケジュールであったので、ここまで検討できるほどのスケジュールではなかったということと理解しております。

交通費や通信費の件については、調査の要否を検討中であるため、次回ご報告したいと思えます。実態として変わり得るかどうかという点が判断軸となると思えます。

【委員】

精緻化の方向でよく考えていただいている印象で、この方向で特に異論ございません。

【委員】

原価配賦の手法で、直接賦課できるものと配賦しなくてはならないものを、丁寧によく示されてるなと感じております。特に雑費グループで、様々なコストが入っているというところは確かにそうだと思いますので、件数で比例配賦していく部分については、しっかりと根拠を持って、件数に比例してるところをお示しいただきたいと考えております。

【委員】

この精緻化に関しては賛成でございます。異論ございません。

【委員長（議事進行）】

それでは、事務局の提案の方向で引き続き検討を進めてもらえればと思います。

次は4.（3）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

前回課題となっていた業務実態調査の効率化の検討と合わせて、前回の調査票項目について、業務の進展などによる影響有無の確認結果および調査の方向性について説明いたします。

「ア. 契約引受」、「イ. 代理店」、「ウ. 損害調査」の3つにつき、検証を行いました。それぞれの検証結果を資料の以降のスライドに記載しています。

契約引受ですが、前回調査票の各項目について、業務に変更がないか網羅的な検証を行った結果を記載しております。前回から業務フローに大きな変更があった点として、お客様がオンラインで異動・解約の手続きができる機能等を有したOne-JIBAIの普及が挙げられます。One-JIBAIの影響がある異動・解約関連や証明書の再交付等は影響ありとしています。他方、新契約等については、One-JIBAIの影響は無いと考えております。現時点では影響有無のみ確認したため、個々の項目の調査要否については、一部調査をしないことの影響を精査したうえで、調査全体の設計と合わせて検討し、第2回で議論させていただきたいと考えております。

自賠責保険の契約引受に係る業務フローと経費計算方法の関係は、20ページに参考として記載しております。また、参考資料8にOne-JIBAIを介した業務フロー図も掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

続けて、代理店調査ですが、前回調査票の各項目で業務に変更がないか網羅的な検証を行った

結果を資料 21 ページに記載しています。代理店における自賠責の主な業務は、契約締結や証明書の作成・交付、保険料の精算等であり、2 年前から業務フローに変化はありません。One-JIBAI の進展によって影響があった異動対応は、基本的に保険会社が行う業務であり、代理店に委託しているケースが少ないため、影響は軽微です。また、業務実態調査により計測するものは所要分数等の基礎値であり、経済環境変化に伴う賃金・物価等の変動については、毎回の料率改定のタイミングで代理店手数料に反映されているものになります。そのため、代理店調査は、今回は対象外とする方向で考えています。

損害調査についても、前回調査票の項目毎に業務に変更がないか網羅的に検証し、また、s-JIBAI の普及率を定量的に検証した結果を資料 22 ページに記載しております。

s-JIBAI は 2025 年 12 月にリリースされたシステムで、自賠責保険の損害調査・支払い業務において、保険会社および損保料率機構の間で行われている紙原本の郵送を電子化することで、紙・印刷・郵送コストの削減や査定の迅速化等に繋がるものになります。

一方で、実務運営の変更による混乱が生じないように、リリース以降段階的に利用を拡大している途上であり、現時点では利用率は約 2%程度にとどまっています。

今回、業務実態として s-JIBAI 以外の変更はないこと、および s-JIBAI の利用が現状は限定的であることを考慮すると、業務への影響は微小であり、損害調査は今回、調査の対象外とする方向で考えています。

以上、契約引受、代理店、損害調査の方向性につき、ご意見がございましたらいただければと思います。

【委員長（議事進行）】

前回第三者委員会で課題としていた業務実態調査の効率化検討と合わせ、今回定量基準に該当した異動・解約手続き、そのほか One-JIBAI の影響を受ける業務について、事務局にて網羅的に影響有無を検証いただきました。

この結果、「契約引受」については、異動・解約や証明書の再交付など、One-JIBAI の影響を受ける業務があり、調査を行う方向性が示されています。具体的に個々のどの項目を調査するかについては、調査全体の設計と合わせて第 2 回で報告するとされています。

また、「代理店」については、One-JIBAI の影響を受ける業務が少ないこと、賃金や物価変動については料率改定時に反映されること、「損害査定」については、s-JIBAI という変動要素はあるものの、現時点での利用は限定的であり、業務実態への影響は軽微であることから、いずれも調査対象外とする方向性が示されました。

これら「契約引受」「代理店」「損害査定」の調査につき、方向性に問題がないか、その他考慮すべき要素等ないか、ご質問・ご意見いただきますようお願いいたします。

なお、後藤委員からは事務局案の方向性に異論ない旨、伺っています。

【委員】

調査の方向性について異論ございません。

【委員】

異論ございません。

【委員】

異論ございません。

1点、最初の検討スコープのところでコメントするべきだったかもしれませんが、全体像が把握しきれていないところもあるので、そうしたところも今後考えていただきたいと思います。本日は時間がないので、後ほど時間があればお話しします。

【委員】

今回の調査対象は、定量基準に該当した部分と、前回宿題にしていた部分があると思います。次回の見直しは、今から5年後になるということなのか、それとも他に定量基準に該当していない業務があるため前回見直しを起点に5年と勘定するのか、最後にまとめるときには、その辺りも明確にしたほうが良いと思いました。今回このような形でやるということに異論ございません。

【委員長（議事進行）】

事務局から追加の説明はありますか。

【事務局】

ご意見のあった点に関しては、どのように定量基準と定期基準を定めていくかの問題と思っています。

今回の調査後、定量基準に達しないまま5年間待つのか否かという観点は、業務実態調査後の第3回、第4回の第三者委員会で議論しながら、今後の定量基準・定期基準をどのようにするかを定めていきたいと考えております。

【委員長（議事進行）】

総括に入りたいと思いますが、私の理解では、本日の論議結果および現時点でフィージビリティの確認中としていた点の確認結果を踏まえて、次回、第2回の委員会では新基準の方向性や業務実態調査方法について、議論をしていきたいと思っています。そういうことで、委員の皆様よろしいでしょうか。

【委員】

異論なし

【委員長（議事進行）】

それでは、最後に事務局より連絡事項を説明いたします。

【事務局】

次回、第2回の第三者委員会は、8月5日（水）の14時から16時を予定しております。

第2回の議事は、「第1回でフィージビリティ確認中としていた項目」、「第1回の議論を踏まえた新基準の方向性案」、そして「業務実態調査方法」についてご議論いただく予定です。

開催日の1週間前に改めて開催案内をお送りいたしますが、委員の皆様におかれましては、ご予定おきいただければと思います。

また、本日の議事録については、損保協会ホームページに掲載予定です。後ほど、各委員に議事録の確認を依頼させていただきますので、よろしくお願いします。

【委員長（議事進行）】

それでは、本日の自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会を閉会いたします。